

浄化槽設置者のみなさんへ

浄化槽の維持管理は 大丈夫ですか？

毎年1回は浄化槽の健康診断（法定検査）を受けましょう。



快適な生活と美しい環境を守るために浄化槽
の正しい使い方と維持管理が大切です。



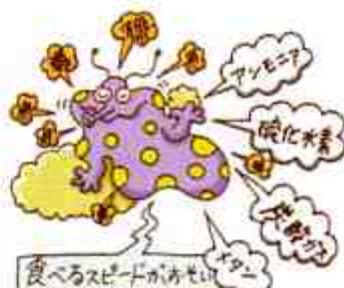
沖 縄 県

浄化槽のしくみ

(なぜ、水がきれいになるのでしょうか)

浄化槽は、水中の微生物の働きを利用して汚水を浄化するものです。つまり、微生物が汚水の中の汚物を食べ、きれいな水だけを残してくれるので

微生物には大きく分けて、空気を好まない嫌気性のものと、空気がないと弱ってしまう好気性のものがいます。

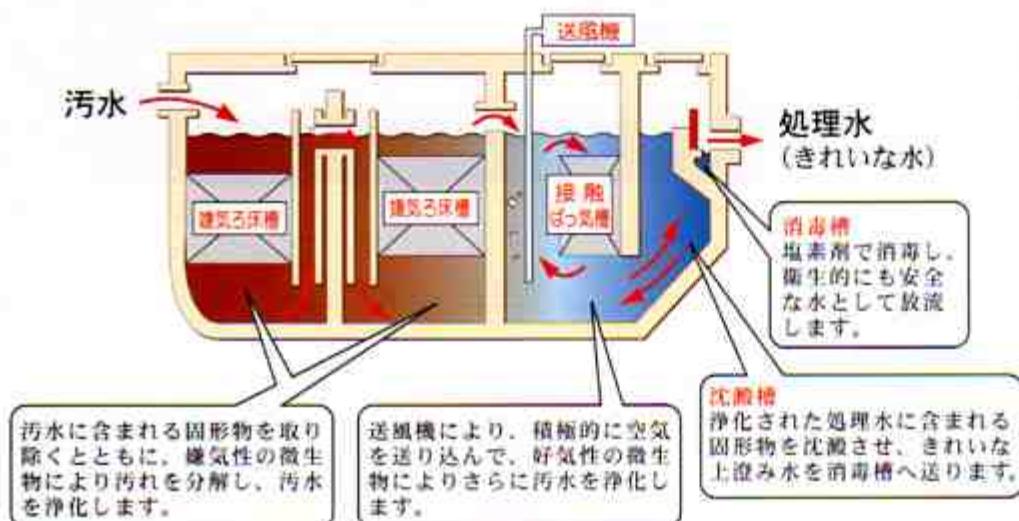


● 嫌気性微生物

合併処理浄化槽のしくみ

微生物の働きで“浄化”

「嫌気ろ床接触ばっさき方式」の例



● 好気性微生物

浄化槽は“生き物”です (維持管理の義務づけ)

■ 義務づけられている維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用して汚水を浄化する装置ですから、微生物が活動しやすい環境を保つように維持管理をすることが大切です。人間と同じように日ごろから健康管理を行い、定期的に健康診断を行う必要があります。

このため保守点検と清掃を定期的に行うとともに、法定検査を受けることが、浄化槽法により設置者に義務づけられています（有料です）。

維持管理が適正に行われないと、しだいに浄化槽の機能が低下し、地域の環境汚染の原因となります。また、故障箇所を早めに修理しないと、機能を正常に戻すために、かえって余分な費用がかかることがあります。

■ 登録業者による保守点検

保守点検は、浄化槽の運転状況の点検や装置の調整、修理、消毒剤の補充などを行います。これは、都道府県知事に申請し登録した保守点検業者（条例で登録制度がある場合）か、浄化槽管理士（登録制度がない場合）が行うことになっていますので、これらの者に委託してください。



■ 許可業者への清掃委託

清掃は、浄化槽内にたまつたスカムや汚泥などを引き出すとともに、汚泥の調整や装置の洗浄を行います。これは市町村の許可を受けた浄化槽清掃業者が行うことになっていますので、許可業者に委託してください。



家族のみんなが知ってほしいこと！

いくら専門の業者に維持管理を頼んでも、使う側の心づかいが欠けては合併処理浄化槽の性能を生かすことはできません。こうした状況を浄化槽を使用する家族の全員に理解していただき、浄化槽が機能を十分に発揮できるように協力していただくことが大切です。

1 トイレを使ったら、忘れずに水を流しましょう。

洗浄水のタンクは1回に流す量をきちんと設計しています。やたらに洗浄水の量を加減しないことです。また洗濯機のすすぎの水を流し放しするなど、水のむだ使いはやめましょう。1人が1日に使う水の量は200㍑～250㍑が目安です。水の使用量が多すぎると、処理水の水質が悪くなったり、清掃回数が増えるおそれがあります。



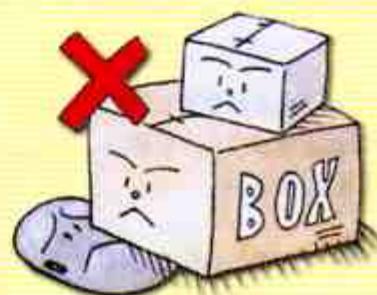
2 便器の掃除に塩酸などの劇薬を使わないでください。浄化槽のなかで働く微生物が死んだり弱ったりしてせっかくの機能が台無しになることがあります。



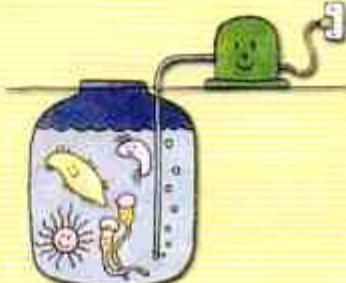
3 トイレではトイレットペーパーを使いその他の紙や紙おむつ、たばこの吸い殻などを絶対に流さないでください。



4 浄化槽の上にものを置かないでください。点検や清掃作業に支障がないように十分留意しましょう。また軽量蓋（プラスチック製）には鍵をかけましょう。



5 浄化槽の電源は切らないように。プロワーの空気取り入れ口はふさがないように注意しましょう。また、殺虫剤は、使わないでください。浄化槽内の微生物が活動できなくなります。



6 消毒剤の補充を忘れずに、いつも消毒されているようにしましょう。



7 洗濯には、無リン洗剤を使いましょう。また洗剤は必ず適量をはからって使いましょう。大量に入れても汚れ落ちとは無関係です。なお、塩素系漂白剤はできるだけさけてください。



8 台所からの野菜くずや天ぷら油などは、流しに流さず、燃えるゴミと一緒に出しましょう。



9 入浴剤は適量を使いましょう。多量に入れると槽内の水に色が付き維持管理の係員が視認しにくくなりますので注意してください。また硫黄化合物の含まれる入浴剤はさけてください。



●浄化槽(合併処理浄化槽)



●みなし浄化槽(単独処理浄化槽)



指定検査機関による法定検査 (検査の目的)

■指定検査機関に依頼し、法定検査を受ける

法定検査は浄化槽にとって定期健康診断のようなものです。

浄化槽の設置者は、使用開始後3～8か月の間に1回、その後1年に1回、定期的に浄化槽の水質に関する法定検査を受ける義務があります。

そのため、都道府県の指定する「指定検査機関」に依頼して、法定検査を受けましょう。

法定検査の結果は、3年間保存してください。

■はじめての検査（7条検査）

浄化槽の使用開始後、3～8か月の間に受けなければならない検査で、設置の状況や設備の稼動状態をみる「外観検査」、水質の測定により浄化槽の働きが正常かどうかをみる「水質検査」、使用開始の直前に行われる保守点検の記録などを参考にして、適正に設置されているかどうかをみる「書類検査」を行います。

■定期検査（11条検査）

7条検査と同じような内容ですが、その後保守点検や清掃が適正に実施され、浄化槽の働きが正常に維持されているかを1年に1回検査します。



はじめての法定検査の内容

- <外観検査> (1) 設置状況
(2) 設備の稼動状況
(3) 水の流れ方の状況

- <水質検査> (1) 水素イオン濃度 (pH)
(2) 汚泥沈殿率 (SV30)
(3) 溶存酸素量 (DO)
(4) 亜硝酸性窒素 (NO₂-N)
(5) 透視度
(6) 塩素イオン濃度 (Cl)
(7) 残留塩素濃度
(8) 生物化学的酸素要求量(BOD)

- <書類検査> 使用開始直前の保守点検の記録を参考に、適正に設置されているか否かを検査する。

1年1回の定期検査の内容

- <外観検査> (1) 設置状況
(2) 設備の稼動状況
(3) 水の流れ方の状況
(4) 悪臭の発生
(5) 消毒の実施状況
(6) 蚊、はえなどの発生

- <水質検査> (1) 水素イオン濃度 (pH)
(2) 溶存酸素量 (DO)
(3) 透視度
(4) 残留塩素濃度

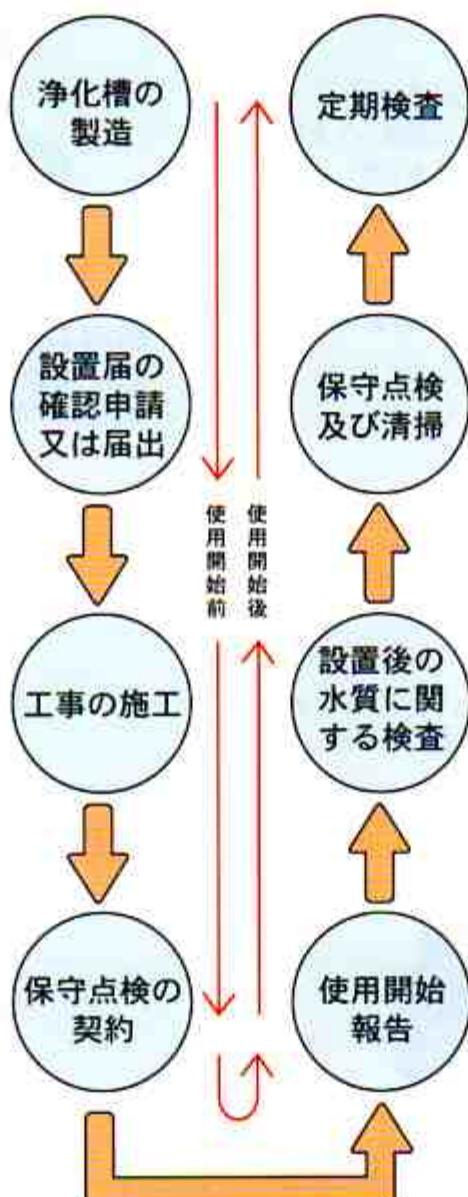
- <書類検査> 保守点検と清掃の記録、前回の検査記録などを参考に、保守点検と清掃が適正に行われているか否かを検査する。

浄化槽取扱いのルール

浄化槽が本来の機能を發揮するためにはルールに従った取扱いが必要です。そのルールを定めた法律が浄化槽法です。浄化槽の製造から、使用・管理にいたるまでの一つの体系で整備し、設置者の皆さん方により効率的に、安心して浄化槽を使っていただくためのものです。

その流れのポイントは次のとおりです。

- 工場で生産される浄化槽は国土交通省の認定を受けた浄化槽でなければいけません。
 - 浄化槽の構造基準は建築基準法で定められています。
 - 新築の場合は、建築確認申請書に浄化槽設置計画書を添付して建築主事の確認を受けなければなりません。
 - 便所の改造等の場合は、浄化槽設置届けを保健所に提出します。
 - 浄化槽の工事は、技術上の基準に従って行われます。
 - 設置工事は浄化槽設備士のいる工事業者が行います。
 - 工事業者の知事登録制度が設けられています。
 - 知事登録を受けた保守点検業者に保守点検を委託してください。
 - 使用開始の直前に、第一回目の保守点検を受けてください。



- 毎年1回知事の指定する指定検査機関による水質に関する検査を受けなければなりません。
 - 保守点検、清掃の技術上の基準に従って行われます。
 - 保守点検は、知事登録を受けた保守点検業者に、清掃は、市長村長の許可を受けた業者に委託してください。
 - 保守点検、清掃の回数は法律で定められています。
 - 設置状況等を見るため、使用開始後3～8ヶ月の間に、知事の指定する指定検査機関による水質に関する検査を受けなければなりません。
 - 使用開始30日以内に都道府県知事に浄化槽管理者の氏名、浄化槽の規模、使用開始年月日等を記載した、使用開始報告書を提出しなければなりません。
 - 当該浄化槽の使用を廃止したときは30日以内にその旨を都道府県知事に使用廃止届を提出しなければなりません。

浄化槽についてのお問合せは

機関名	電話番号	住所	郵便番号
文化環境部環境整備課	(098)866-2231	那覇市泉崎1-2-2	〒900-8570
北部福祉保健所	(0980)52-2636	名護市字大中2-13-1	〒905-0017
中部福祉保健所	(098)938-9787	沖縄市美原1-6-28	〒904-2155
南部福祉保健所	(098)889-6799	南風原町字宮平212	〒901-1104
中央保健所	(098)836-1340	那覇市与儀1-3-21	〒902-0076
宮古福祉保健所	(0980)72-3501	宮古島市平良字東仲宗根476	〒906-0007
八重山福祉保健所	(0980)82-3240	石垣市真栄里438	〒907-0002

※このリーフレットは、沖縄県が平成19年度に作成したものを、沖縄県の承諾を得て、増刷したものです。